

## 町田市（教育総務課）会計年度任用職員募集要項

職名	会計年度任用職員（パートタイム）
種別・職種	副校長補佐（会計年度業務職員・一般事務）
業務内容	<p>町田市立小中学校における副校長の業務補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書事務（資料の作成、整理、分類、保管等）</li> <li>・施設管理（安全管理、業者対応等）</li> <li>・広報事務（学校ホームページの管理、保護者や地域の方への案内作成・配布等）</li> <li>・涉外事務（学校に関わる方や団体との連絡調整及びそれに伴う事務等）</li> <li>・その他学校運営に関し必要な事務</li> </ul>
募集人数	5名程度
募集条件	月16日の勤務が可能で、学校教育に理解があり、基本的なパソコン操作（ワード・エクセル等）ができる方
任用期間	2026年4月1日～2027年3月31日 (任期満了後、勤務成績が良好等一定の条件を満たした場合、再度任用されることがある)
勤務日数	月16日（原則平日勤務とし、年に数回運動会等で土日祝日の出勤有り）
勤務時間	午前7時45分～午後4時50分のうち5時間45分（実働5時間）
報酬額	月額132,800円 別途、通勤手当相当分の支給有り
勤務地・部署	<p>町田市立小・中学校のうち1校</p> <p>※応募者による勤務地の指定はできません。 (住所地からの通勤時間等を考慮して勤務地を決定するが、例外有り)</p> <p>※再度任用時に勤務地を変更する場合有り</p> <p>※原則車通勤不可</p>
支払日	当月払い（毎月21日） (21日が土日祝日の場合、当該日の前の平日に支払う)
手当	勤務条件により期末手当等の支給対象となる場合有り
休暇	年次有給休暇、その他休暇制度有り
加入保険等	労災保険（社会保険、雇用保険の加入なし）
身分・服務	地方公務員法を適用、町田市条例等を適用
人事評価	別に定める人事評価表により人事評価を行う
応募書類	<p>① 会計年度任用職員採用選考申込書（PC作成可）</p> <p>②テーマ作文（指定の原稿用紙に300字以上400字以内で自筆。）</p> <p>&lt;テーマ&gt;</p> <p>以下について、あなたの考えを述べてください。</p> <p>「今までの職務経験をどのように業務に活かすことができますか。」</p>

応募方法	応募書類一式に、返信用封筒（長3サイズ、110円切手貼付、返信先宛名を明記）を同封の上、2026年1月15日（木）から2026年1月28日（水）午後5時までに持参又は下記応募先へ郵送（消印有効）により提出（持参される場合は自家用車での来庁はお控えください。） ※応募書類は返却しません。
選考方法	第一次選考 書類選考 第二次選考 面接選考
第一次選考結果	2026年2月4日（水）頃 電話または郵送により通知
第二次選考日	2026年2月19日（木）・2月20日（金）・2月24日（水）のうち指定する1日
第二次選考結果	2026年2月25日（水）頃 電話または郵送により通知 ※配属先の学校は、3月下旬に改めて通知します。
採用内定者説明会	2026年3月19日（木）（予定）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生した場合、勤務条件に応じて災害対応における業務を行っていただくことがあります。</li> <li>・2026年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないこと。</li> </ul> ※「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。
応募・問合せ先	〒194-8520 東京都町田市森野二丁目2番22号 市庁舎10階 町田市役所学校教育部教育総務課 会計年度任用職員採用担当 電話番号：042-724-2173（直通） (平日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(別紙)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義） 第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十二条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十二条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの